

平成 2 7 年第 1 回定例会

平成 2 7 年 2 月 1 3 日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 27 年 2 月 13 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 1 号 監査委員の選任について
- 第 6 議案第 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 7 議案第 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 号 平成 26 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 10 議案第 6 号 平成 26 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 11 議案第 7 号 平成 27 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 12 議案第 8 号 平成 27 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

3番	野口 靖 君	4番	大久保 協 城 君
5番	渡辺 新一郎 君	6番	窪田 行 隆 君
7番	渡辺 徳 治 君	8番	冬木 一 俊 君
9番	佐藤 淳 君	10番	隅田川 徳 一 君
11番	斉藤 千枝子 君	12番	清塚 直 美 君
13番	石川 徹 君	15番	宮前 俊 秀 君
16番	今井 憲 治 君	18番	山崎 恒 彦 君
19番	小屋 淳 君		

欠席議員（2名）

14番	岩田 寿 君	17番	江原 洋 一 君
-----	--------	-----	----------

説明のため出席した者

管 理 者	新井 利 明 君	組 合 事 業 統 括 兼 病 院 長	石 崎 政 利 君
附 属 外 来 セ ン タ ー 長	清 水 透 君	介 護 老 人 保 健 施 設 長	田 中 壯 侖 君
経 営 管 理 部 長	黒 澤 美 尚 君	看 護 部 長	五 十 嵐 克 子 君
薬 剤 部 長	堤 教 明 君	診 療 支 援 部 長	田 島 信 夫 君
次 長 兼 総 務 課 長 兼 安 全 管 理 セ ン タ ー 事 務 統 括	島 崎 泰 君	次 長 兼 医 事 情 報 課 長	松 田 裕 一 君
用 度 課 長	三 浦 真 二 君	企 画 財 政 課 長	高 柳 和 浩 君
課 長 兼 外 来 セ ン タ ー 統 括 事 務 統 括	小 林 ゆ かり 君	し ら さ ぎ 管 理 課 長	五 十 嵐 良 宣 君
課 長 兼 地 域 支 援 医 療 連 携 セ ン タ ー 統 括 事 務 統 括	横 坂 政 彦 君	課 長 兼 研 修 管 理 セ ン タ ー 事 務 統 括	酒 井 正 子 君

開会のあいさつ

議長（隅田川徳一君） 皆様、こんにちは。

本日、平成27年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして開会できますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されるものは、平成27年度病院事業会計予算ほか8案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことにふなれな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、開会のあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いたします。

開会及び開議

午後1時29分開会

議長（隅田川徳一君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成27年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

第1 会期の決定

議長（隅田川徳一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（隅田川徳一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。3番、野口靖君、15番、宮前俊秀君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（隅田川徳一君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成27年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、ここで、1月にご逝去されました組合監査委員の故高桑藤雄議員に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、平成26年度の病院事業においては、前年度と同様の病院経営であり、4年連続して経常収支の黒字化を達成できると思われまますので、ご報告をさせていただきます。

また、来る平成27年度については、診療報酬の改定もなく、医師を初めとした診療体制についても、一部医師の異動はあるものの大きな変化はないと聞いております。

このような中、病院事業のさらなる質の向上と効率的な運営を図るため、現在、新入院棟建設のための実施計画を進めているところでございます。本年秋の定例会には結果を報告したいと考えております。関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

さて、本議会に提案いたします案件は、組合各事業の平成27年度予算を中心として9案件の審議をお願いするものであります。

いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

第4 報告第1号

議長（隅田川徳一君） 日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） それでは、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

人事院は、昨年8月、給料表の引き上げと期末勤勉手当の年間支給率の引き下げ等を主な内容とする給与改定の勧告を行い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が昨年11月に改正されました。

また、当組合を構成する2市1町1村においても国に準じて改正が行われました。

このため、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例等の一部改正を12月1日付で専決処分させていただいたものでございます。

本来であれば、11月の定例会で提案すべきところでしたが、県及び構成市町村議会の議決が11月末ということもありまして、日程の関係上、やむなく専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、まことに簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（隅田川徳一君） 起立全員であります。よって、報告第1号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第1号

議長（隅田川徳一君） 日程第5、議案第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午後1時35分休憩）

（午後1時45分再開）

議長（隅田川徳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第117条の規定により野口靖君の退席を求めます。

（野口 靖君 退席）

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第1号、監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により監査委員のうち、議員から選任いたします監査委員が欠員であります。

つきましては、野口靖議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いする次第であります。

以上、まことに簡単であります、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第1号、監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（隅田川徳一君） 起立全員であります。よって、議案第1号はこれに同意することに決しました。

野口靖君の入場を求めます。

（野口 靖君 入場）

議長（隅田川徳一君） ただいま野口靖君が監査委員として承認を受け、選任されましたことを、ここに伝えます。

この際、監査委員に選任されました野口靖君のあいさつを願います。野口靖君。

監査委員（野口 靖君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま多野藤岡医療事務市町村組合監査委員に就任させていただきました、心から感謝申し上げます。大変重責ではございますけれども、全身全霊でその職務を全うすべく努力をいたしたいと思っております。

議員各位のご支援と御協力をお願いを申し上げます。監査委員就任のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

第6 議案第2号

議長（隅田川徳一君） 日程第6、議案第2号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 議案第2号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、ご説明を申し上げます。

本件は、当組合が加入しております群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決依頼に基づくものでございます。

内容につきましては、総合事務組合の組織団体である東毛広域市町村圏振興整備組合が平成27年3月31日で解散するため、組合規約の変更が必要となり、地方自治法第290条の規定に基づき議会議決を求めるものでございます。以上、まことに簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（隅田川徳一君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第3号

議長（隅田川徳一君） 日程第7、議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

改正の理由といたしましては、医師確保対策の一環として、育児を行う医師の離職防止と継続的な勤務を図るため、診療部に所属する医師の勤務時間に関し、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、育児短時間勤務制度に関する規定を追加しようとするものでございます。

現在、当組合の職員の育児を支援する制度には、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、育児休業、部分休業、育児時間休暇などがございます。

今回、導入をお願いする育児短時間勤務制度は、小学校就学前の子を養育する職員の子育てによる離職防止と早期の現場復帰を支援するため、1週間当たりの時間を短くできる制度でございます。勤務形態を1日4時間で週5日勤務、1日5時間で週5日勤務、1日8時間で週3日勤務、1日8時間を週2日と4時間勤務を1日のこの4種類の勤務形態から選択可能とする内容となっております。

また、給料等につきましては、勤務時間数に応じた額に減額となります。

施行日につきましては、平成27年4月1日からとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。大久保協城君。

議員（大久保協城君） 今、ご説明いただきました。これに該当する職員は医師ということで、医師に限定されるのかということをもとまず1点、確認をさせてください。

今後こういった制度を運用していくに当たって、この制度がどういった形で波及してくるのか、する予定があるのか、そこら辺について教えていただきたいと思っております。

議長（隅田川徳一君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） お答えを申し上げます。

まず、対象職員でございますが、医師のみでございます。

それと、今後の波及の関係でございますが、群馬県等におきましては女性医師、特に育児中の支援対策ということで女性医師の出産後の復帰について検討を重ねておるところでございます。こういった中で、医師だけには限りませんが、女性の職場復帰という形で育児休業法ということで制度が整っております。そういった意味では、今後も拡大していくのではないかと考えます。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 医師のみということで回答がございました。波及については女性の職場復帰というふうなことにあっては、波及も予測されるんだろうというふうな答弁もありました。

医師の確保の働きやすい職場づくりというふうなことで、こういった制度が運用されるようになるんだということはよくわかります。こういった制度を運用していくに当たって、制度を利用して現場に穴があくといいますか、現場の対応が大変になってくるといふようなことがあっては入院患者さん等々、あと

そのほかの職場、ほかの医師の方々に対する負担が膨らんでいくことにもなりかねないだろうというふうなところも懸念されるのではないかなと考えます。については、こういった制度を運用するに当たって、スタッフ皆さんが医師の確保、確保するための制度であるのにもかかわらず、それが負担になってくるようなことがあると病院全体の医療、事務にかかわるもろもろが大変になってくるのかなというふうなところも考えるところでもあります。そういったところに対して懸念があるんですけれども、そういったことの対応についてどんなふうにお考えをいただいて運用されていくのか、こういう点がまず1つであります。

それと、どんなふうに波及していくのか、例えば看護師さんについてもこういった子育てしながら現場で復帰しやすいような環境というふうなことになる、これもまたなかなか人数も多くなってきますから、手のつけられるような状態でなくなるんだらうなというふうなことも考えられます。

ちょっとこれは少し関連になってしまうんですけれども、今、入院病棟が移転という話になっておりますけれども、この入院病棟移転にあっては、施設的にハード面でもってこういった女性が職場復帰、あるいは女性が職場で働きやすい環境づくりというふうなことでの内容等々は考えていらっしゃるのかどうなのかも含めてご答弁いただきたいと思います。

議長（隅田川徳一君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 導入につきましては、今回一つの選択肢としての育児短時間制度ということで考えております。また、提案説明の中で経営管理部長のほうから説明がありましたように、勤務形態は4パターンということで、非常に狭い選択肢の中でございます。それと、病院とすると正規の40時間の中で、これを勤めていただけるのが一番よろしいんですが、なかなか家庭の事情等で許さない状況がありますので、今回導入を提案させていただいた短時間制度、それとまた、臨時の雇用形態というのも視野に入れた中で、希望する先生とよく相談した上で導入を図っていきたいと考えております。

また、2番目の質問で他職種への導入の関係でございます。皆さんご承知のとおり、病院職員数の約6割強が女性職員でございます。そうした中で職員、皆同じ公平な条件の中での勤務形態というのが一番よろしいのではないかなと考えておりますが、医師あつての病院ということで、まずその第一前提を優先して今回導入をさせていただきたいということでございます。

また、今後につきましても他職種の導入につきましても、他病院等の状況をよく確認した中で検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（隅田川徳一君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 先ほど議員さんから管理をどうしていくんだという話が

ございましたけれども、やはりこれにつきましては、全てを該当させるというものではございません。診療部の医師に限定される今回の条例改正でございますけれども、特に女性医師が具体的な対象になると思います。ただ、その中で、少ない診療科というのがございまして、その科のところでこういった制度を活用しながら医師の確保を進めていくというような考えでおります。

したがいまして、その管理ということに関しては病院長以下、診療科のほうでしっかりとその状況を踏まえながら採用を決定していくということになると思います。

以上でございます。

議長（隅田川徳一君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） すみません。1つ回答漏れがあったようでございます。

新病院のオープンにおけるハード面で育児支援という形でご質問があったと思いますが、そちらについては今現在、実施設計を進めております。そうした中で新たな施設として院内保育園の設置を検討しております。また、それと並行いたしまして現在、看護師寮がございます。そちらのほうに、今年4月1日開園予定で、院内保育園の設置を進めておるところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（隅田川徳一君） 病院長。

病院長（石崎政利君） 少し追加をさせていただきます。

今回の制度は医師確保、特に今、女性医師が非常にふえているという現状がありまして、実際その若い子育ての医師はパートという形で勤務をしているのが実情でございます。そういった中で、昨年の6月に不規則な医療介護総合確保推進法というのが制定されまして、それに基づいて群馬県においても医療介護総合確保計画事業で人材の育成、人材確保関連のことに関して、今年度中に勤務環境の改善計画策定に着手するということになっております。こういう法律に従って、当院でも先ほど出ました短時間の勤務制、それから、院内保育所を中心に検討しております。

確かに、女性医師の勤務形態によって全体として、いろいろな問題が生ずることももちろんなんですけど、そこは診療科によってよく調整をしていくということにして、全体として影響のないようにしたいと考えております。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 先ほどハード面では今後の対応として院内保育の設置をというふうなご答弁がありました。これについてちょっと確認なんですけれども、24時間の対応なのかどうなのかというのが1点、それと、病院勤務の職員の方の子どもに限るということでの限定なのかどうなのかという、その2点に

ついて確認をさせていただきます。この制度がきちんと運用されて医師の確保がスムーズに行えるような、また、職場環境が改善されるようなそういった条例改正であっていただくことが望ましいんだろうなと思います。

ついては、この病院がそういったことにあっては他の病院のモデル的な存在になってくれば、なおのこと医師の確保についてもスムーズかつ円滑になってくるんだろうなと思いますけれども、そこでなんです、他の病院でこういった制度について、どのような状況になっているか把握しておりましたら、そのことを報告していただきたいと思います。

議長（隅田川徳一君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） お答え申し上げます。

まず、保育園の運営の関係でございますが、現在、週5日の運営を考えています。そのうち1日を24時間という形で、準備を進めています。また、対象につきましては、無認可の保育園ということで、病院の職員のみで限定でございます。

それと他施設の関係でございますが、具体的に全部の病院に当たってはおりませんが、県内の公立病院では、この近くでは伊勢崎市、また富岡の総合病院さん、そちらのほうは従前より設置をしております。これにつきましても職員が対象でございます。県内全般を見ました限りでは、院内保育園の開設に向けて、各病院が準備を進めているような拡大の方向であります。

以上であります。

議長（隅田川徳一君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（隅田川徳一君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第 8 議案第 4 号

議長（隅田川徳一君） 日程第 8、議案第 4 号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 議案第 4 号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

改正の理由といたしましては、議案第 3 号で議決いただきました職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、改正をお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、条例第 2 条でございますが、現在、職員の勤務時間については、週 40 時間としているところでございますが、その例外規定として、その承認を受けた勤務時間をもって正規の勤務時間とする旨の規定を追加するとともに、この追加に伴う関係文言の整理及び項の繰り下げ等を行うものでございます。

第 3 条第 1 項では、土曜日及び日曜日を週休日とする旨を定めてございますが、これに加えて、月曜から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる旨を定めるために改正しようとするものでございます。

また、同条第 2 項では、1 日につき 8 時間を超えない範囲で勤務時間を割り振る旨を定めようとするものでございます。

第 4 条は、これらの職員が育児短時間勤務職員等となった場合についての取り扱いについて定めるため、第 2 項を改正しようとするものでございます。

第 8 条第 1 項は、設備の保全や外部との連絡のための断続的勤務を命じることができる規定、第 2 項は、正規の勤務時間以外に緊急の必要性等により、断続的勤務以外の勤務を命じることができる規定でございますが、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合は、当然それらの命令には、その目的に反することのないよう一定の制限を加える必要がございますので、第 1 項及び第 2 項にただし書きを加えようとするものでございます。

第 12 条は年次有給休暇の取り扱いについての規定でございます。

施行日につきましては、育児短時間勤務制度の導入に合わせて施行する必要があると見られますので、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日と同様、平成 27 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(隅田川徳一君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(隅田川徳一君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(隅田川徳一君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第5号

議長(隅田川徳一君) 日程第9、議案第5号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第5号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条の収益的収入で、病院では入院収益、外来収益の減収による減額補正、附属外来センターにおいては外来収益の増収等による増額補正となっております。

収益的支出におきましては、病院で材料費の減少等による減額補正、附属外来センターにおいては、材料費や経費の増加等により増額補正を計上するものであります。

収支におきましては、3施設合計で20億4,630万円の赤字となっておりますが、制度改革に伴う退職給付引当金等の計上を除きますと4億3,590万円の黒字を見込むものでございます。

以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長(隅田川徳一君) 経営管理部長。

経営管理部長(黒澤美尚君) それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条で示してありますとおり、収入につきましては、第1款病院事業収益で6,504万5,000円の減額補正でございます。

第1項医業収益では、当初予算額に対し6,410万円の減額補正でございます。内容といたしまして、診療単価の減少により減額となっております。

第2項医業外収益では33万円の増額補正。

第3項特別利益では、制度改正に伴う計上の修正を行うものでございます。

第2款附属外来センター事業収益で3,886万5,000円の増額補正。

第1項医業収益で当初予算額に対し5,900万円の増額補正でございます。内容といたしましては、診療単価の増加により増額となっております。

第3項特別利益では2,013万5,000円の減額補正。内容といたしましては、制度改正に伴う計上の修正を行うものでございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用におきましては6,670万円の減額補正。

第1項医業費用では、当初予算額に対し5,891万円の減額補正でございます。その主な内容といたしましては、材料費で6,000万円の減額、減価償却費で109万円の増額でございます。

第2項医業外費用で779万円の減額補正。主な内容といたしましては、材料費の減額に伴う消費税計上の減額でございます。

第2款附属外来センター事業費用では9,823万円の増額補正でございます。

第1項医業費用で当初予算額に対しまして9,323万円の増額補正でございます。内容といたしましては、材料費で7,000万円の増額、経費で3,400万円の増額、減価償却費で1,077万円の減額でございます。

第2項医業外費用では、材料費の増額に伴う消費税500万円の増額補正を計上するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。大久保協城君。

議員（大久保協城君） 今の説明の中で材料費7,000万、支出ですけれども、材料費7,000万円の増額というふうなことが示されたんですけれども、具体的にはどういったものなのか、少し詳細をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（隅田川徳一君） 企画財政課長。

企画財政課長（高柳和浩君） それでは、材料費の増額補正についてお答えいたします。

外来センターなんですけど、化学療法で高額な抗がん剤が増えていること。そういうものが主な増額理由と考えております。

議長（隅田川徳一君） 用度課長。

用度課長（三浦真二君） 材料費の減額についてお答えいたします。

まず、入院棟のほうであります、6,000万円の内訳は薬品費4,000万円、診療材料費2,000万円であります。薬品費については単価の安いジェネリックを多く採用した事と、化学療法の患者さんを早期に外来センターにシフトしたことで、入院棟では薬品費を抑えることができました。

それから、外来センターの7,000万の増額ですが、これは化学療法の患者さん用の高額な抗がん剤が増えたことと、平成26年、去年の12月から、1つの症例で1本60万円ぐらいのお薬がありまして、それを3月までに1,500万円ほど投与する症例があります。それによって薬品費のほうを7,000万増額するということになりました。

以上であります。

議長（隅田川徳一君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第3号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（隅田川徳一君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第6号

議長（隅田川徳一君） 日程第10、議案第6号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第6号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、第3条の収益的収入で、事業収益の減収による減額補正となっております。

収益的支出につきましても、材料費、経費の減少等による減額補正を計上す

るものでございます。

また、第4条の資本的支出では、建設改良費の減少による減額補正を計上するものであります。

収支におきましては2,937万円の赤字となっておりますが、制度改革に伴う賞与引当金等の計上を除きますと1,057万円の赤字を見込むものでございます。

以上、まことに簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。

慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては管理課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（五十嵐良宣君） 詳細についてご説明いたします。

第2条の業務の予定量ですが、年間延べ療養者数については、入所者数2万8,470人を2万5,320人、1日当たりにしますと78人を69人に、通所では1万800人を1万1,000人に、1日当たりにしますと35人を36人に、入所利用者数の減、通所利用者数の増とさせていただくものであります。

入所者数の減少の要因につきましては、2025年問題を取り巻く環境の中で、介護サービス施設の増加及び27年度介護報酬改定の対応といたしまして、福祉施設への退所が進み、また、当施設においても在宅強化型、在宅復帰率50%・ベッド回転率10%という新規の基準を4月より取得いたしました。この復帰率、回転率の増への運用の影響と、さきに述べた複数の要因による平均入所者数の減と考えられます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の収入ですが、第1款施設運営事業収益で5億871万2,000円を2,500万円の減、4億8,371万2,000円とするものであります。内訳につきましては、事業収益5億380万円を利用者数の減により2,500万円の減、4億7,880万円とするものであります。

次に、支出ですが、第1款施設運営事業費用5億2,571万8,000円を1,242万7,000円減の5億1,329万1,000円とするものであります。内訳については、第1項事業費用4億8,864万7,000円を1,223万2,000円の減の4億7,641万5,000円とするものであります。内容といたしましては、利用者数の減により材料費、経費等823万円の減、委託契約等の見直しによる300万円の減が主な減額であります。

また、第2項事業外費用1,816万9,000円をリース利息の修正で

19万5,000円の減額で1,797万4,000円とするものであります。
また、4条では、資本的支出、建設課医療費中のリース料の訂正及び新規リースの中止によります114万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

以上、詳細説明にかえさせていただきます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（隅田川徳一君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第7号

議長（隅田川徳一君） 日程第11、議案第7号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第7号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

病院事業は、ここ数年、黒字化が図られてはいますが、今後の診療報酬改定や消費税率アップへ対応、入院棟の移転等の課題があります。今後も健全な経営のための努力とともに、地域住民の皆様へ安全・安心な医療サービスを提供するための継続的な設備投資も必要であると考えております。

平成27年度の予算編成の主なものとしまして、MRIなどの大型医療機器の整備費や新入院棟建設費等を計上しております。

3条の収益的収支では、3施設合計での事業収支は2億5,041万円の黒字を見込むものでございます。

次に、第4条では、公立藤岡総合病院の建設改良費で5億6,592万円、外来センターでは4億7,918万円を計上しております。

以下、第5条から第8条までは所要の額を計上させていただきました。

以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてでございますが、公立藤岡総合病院における入院は、病床数391床、稼働率83%を想定し、1日平均入院患者数325人、年間延べ患者数11万8,950人、外来では救急患者と透析患者を合わせまして1日平均患者数93人、年間延べ患者数3万4,038人を予定するものでございます。

附属外来センターでは、稼働日数を243日で、1日平均患者数770人、年間延べ患者数18万7,110人を予定するものでございます。

訪問看護事業では、年間延べ利用者数9,720人を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございますが、第1款病院事業収益では79億8,520万3,000円、内訳といたしまして医業収益が76億20万8,000円、医業外収益で3億8,448万5,000円、特別利益51万円でございます。

第2款附属外来センター事業収益は26億8,288万7,000円、その内訳として、医業収益が24億7,195万円、医業外収益で2億361万9,000円、特別利益731万8,000円でございます。

第3款訪問看護事業収益では8,901万円で、その内訳は事業収益8,846万円、事業外収益で55万円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用については78億5,726万3,000円、その内訳は第1項医業費用で76億4,079万円、第2項医業外費用で2億1,097万1,000円、第3項特別損失500万2,000円、第4項予備費で50万円でございます。主なものとして、医業費用で給与費で43億824万4,000円、材料費で18億5,900万円、経費で9億9,980万円でございます。

第2款附属外来センター事業費用では25億8,620万4,000円、その内訳は第1項医業費用で24億131万2,000円、第2項医業外

費用で1億8,389万1,000円、第3号特別損失で50万1,000円、第4項予備費で50万円でございます。主なものといたしまして、給与費で8億1,901万7,000円、材料費で5億7,750万円、経費で7億904万円でございます。

第3款訪問看護事業費用は6,321万4,000円で、その内訳といたしまして第1項事業費用で6,292万2,000円、第2項事業外費用で19万2,000円、第3項予備費で10万円でございます。主なものといたしまして、給与費が事業費用の85.2%を占めております。

第4条については、資本的収入及び支出でございます。

第1款公立藤岡総合病院資本的収入では5億4,193万4,000円で、その内訳といたしましては企業債償還元金分の他会計負担金2億2,093万4,000円、企業債で3億2,100万円でございます。

資本的支出は9億3,358万円で、その内訳は建設改良費5億6,592万円、企業債償還元金3億6,766万円でございます。

第2款附属外来センターでは、資本的収入で5億6,313万6,000円、企業債償還元金分の他会計負担金1億5,513万6,000円、企業債で4億800万円でございます。

資本的支出については7億2,653万5,000円で、内訳といたしましては建設改良費で4億7,918万円、企業債償還元金で2億4,735万円でございます。

第3款訪問看護では、資本的支出は220万円で、これは全て建設改良費でございます。

病院事業会計の収支につきましては、公立藤岡総合病院では1億2,794万8,000円の黒字予算、附属外来センター事業では9,668万3,000円の黒字予算、訪問看護事業では2,579万6,000円の黒字予算となりまして、病院事業3事業合わせまして2億5,041万9,000円の純利益を計上しております。

今後も地域住民の皆様方に安定した医療を提供するため、職員一丸となり、よりよい病院づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。渡辺新一郎君。

議員（渡辺新一郎君） 第5条の企業債なんですけれども、この起債の限度額が4億円と、また新入院棟で3億2,000万円ぐらいあるんですけれども、この限度額はどのようなふうな形で決めているのかお伺いいたします。

それと、起債の方法で証明借り入れというのがあるんですけども、この説明をお願いいたします。

議長（隅田川徳一君） 企画財政課長。

企画財政課長（高柳和浩君） それでは、ご説明申し上げます。

起債限度額の決定方法ということでございますけれども、公営企業の場合には起債の充当率100%でございます。基本的には予定している事業費の100%が起債できることとなりますので、その部分を借り入れるという予定で限度額を定めてございます。機械、それから、建設事業それぞれについて、そういう形で定めてございます。

それから、証書借り入れですけれども、こちらは借り入れをするのに、こういう利率で、これだけの金額をとということ等を記した書類を金融機関なり政府関係の機関に提出して借り入れを行うものでございます。その他に証券といった借り入れ方がございますけれども、藤岡市等も含めて、証書借り入れが多いかと思っております。よろしく申し上げます。

議長（隅田川徳一君） 渡辺新一郎君。

議員（渡辺新一郎君） わかりました。

それから、次なんですけれども、第9条の重要な資産の取得とあるんですけども、これは例えば駐車場のことだと思っておりますけれども、平米当たりの単価がわかりましたらお願いいたします。

議長（隅田川徳一君） 企画財政課長。

企画財政課長（高柳和浩君） こちらの用地については、駐車場の用地を予定しておりますわけですけれども、具体的な場所はこの外来センターの東側の用地になります。

それから、単価につきましては、現在、地権者と交渉を続けているところでございますので、この場ではちょっと勘弁願いたいと思っております。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 渡辺新一郎君。

議員（渡辺新一郎君） この場所なんですけれども、さきの12月市議会で真ん中のこの路線番号2321、これが廃路になっていると思うんですけども、そうしますと、今までそこを使っていた道路がなくなるわけなんですけれども、そのかわりに例えば温井川がありまして、そのところに1号水路があるんですけども、その隣にも道路があるんですけども、これは非常に狭い道路で、たしかこの道路もいろいろ栗須の郷へ行ったり、しらさぎの里へ行ったりするのに使うんですけども、ここら辺の道路がなくなって非常に利用者となりますと、すれ違いもできないというようなことがあるんですけども、この辺をどういうふうにご検討されているかお伺いいたします。

議長（隅田川徳一君） 企画財政課長。

企画財政課長（高柳和浩君） お答えいたします。

市道につきましては所管が藤岡市土木課になるかと思えます。そちらのほうの所管ですので、病院としてこういうふうにしますということは直接お答えできないんですけれども、今その市道の扱いについては、南側の道路へつけかえるような方向で土木課と協議を続けておりますので、よろしく願いいたします。

議長（隅田川徳一君） 渡辺新一郎君。

議員（渡辺新一郎君） そうしますと、囲いするということを考えていると思うんですけれども、拡幅するということなんですけれども、あれ今のちょっと見てみると、あそこに赤いくいが打ってあるんですけれども、そののところまで拡幅するというふうな考えでいいんですか。それと、いろいろ今後の検討として、すれ違いが本当にできないと、あそこを利用する方は不便なので、そこら辺も今後の検討課題として、ひとつお願いしたいと思うんですけれども、よろしく願いします。

議長（隅田川徳一君） 企画財政課長。

企画財政課長（高柳和浩君） それでは、お答えいたします。

道路の幅につきましては、今現在、予定地の中にある市道、それから、水路敷があるんですけれども、それらを南側の市道へ振るような形で今、協議をしております。できるだけそういうふうな要望に沿える形で協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

議長（隅田川徳一君） 他にご質疑ありませんか。窪田行隆君。

議員（窪田行隆君） 16ページの新入院棟建設工事について若干お伺いします。

さきの議会で野口議員のほうから建設の改正について人的な金のことをどう考えているかという趣旨のご質問がございました。現在この新入院棟建設工事、大規模なプロジェクトであるにもかかわらず専任の職員さんはお一人と伺っております。今後、27年度においてどのように建設の事業の事務を、どういった体制で進めていくお考えでいらっしゃるのかお伺いします。

議長（隅田川徳一君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

今現在、実施設計を行っておりますが、今後実質的に建設というところに入っていくわけがございますけれども、現在、兼務ではございますが建設準備室がございます。

今後、管理者、そして病院長とも相談しながら、大きな事業でありますので、できれば室を単独な形にして、この事業を遂行していくような形で考えております。

それから、その事業事務アップを図っていく中で、病院の職員だけで大丈夫

なのかというようなご心配のご意見だというふうに理解するんですが、これについては昨年度も藤岡市の各関係部署に技術供与という形で、協力依頼をしています。現実的には現在、土地の交渉についても開発公社のほうで協力していただいておりますが、今後も管理者のほうにもお願いしまして、できるだけ、技術者の職員の派遣をお願いして事務を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 窪田行隆君。

議員（窪田行隆君） 現在の答弁ですと、専門の部署を今後立ち上げていく予定であると、専任で対応していくというご答弁だったんですが、技術的な問題については藤岡市職員の援助を受けるという形のご答弁だったんですが、やはり病院建設、大きな事業でありまして、やはり専門的な知見を持つ人物、そういった方々を積極的に登用して重層的な体制をしくべきであると考えますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長（隅田川徳一君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

この辺については病院の職員、また、藤岡市の協力を得るんですが、実際的にはその実施設計を専門の設計会社、具体的には日本設計株式会社と契約をし、実施設計を行っております。そこのところでお互いに協議をしながら、よりよい病院づくりに努めてまいっているわけですが、前回の議会で債務負担行為にも出たと思うんですが、いわゆる、ハード、ソフトの部分を含めたコンサルタントの契約もあわせて行っております。

したがいまして、外部の専門的な知識を積極的に導入しながら事業を進めている現状でございます。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 他にご質疑ありませんか。佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 議案第7号、来年度の当初予算なんですけれども、何点か質問させていただきます。

まず、56ページ、4条予算の支出の部分なんですけれども、機械器具購入費1億3,000万、それから、外来センターの4億7,800万なんですけれども、5億を超える予算なんですけれども、26年度も6億ぐらいの予算を投下していると思うんですけれども、さらに、これ1年前にいただいた資料なんですけれども、この中でも職員駐車場造成工事移転費、医療機械等で13億5,000万という数字が出ているんですけれども、もう既に29年度での医療機械等の購入等も踏まえて、こういう数字が出ているんでしょうけれども、当然一緒になることによって足りない医療機械だとか、余る医療機械というの

はないんでしょうけれども、どういう計画で、どういう基本的なスタンスでこの医療機械器具の整備を進めていこうというふうに考えているんでしょうか。基本的に私は、先進の医療機械を導入をして、そして、質の高い医療を提供するということに対しては大賛成なんですけれども、まず、その辺の計画がどのようなになっているのかお示してください。

それから、この当初予算を見ると、新入院病棟の本体工事の大きな予算が計上されていないんですね。基本的には債務負担行為等も含めて予算措置が講ぜられるものというふうに思っていたんですけども、何ゆえそういうことなのか、そのことについても説明をお願いいたします。

関連なんですけれども、ここから見えるように、もう文化財の発掘調査等も進んでいます。現在の進捗状況とあわせて、来年度のスケジュールというんですか、わかる範囲で結構ですので、その辺についても説明をお願いいたします。

議長（隅田川徳一君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

まず、第1点の医療機械の購入の検討がどうなっているのかというところでございますが、特に大型医療機械については、耐用年数が6年、7年となっております。しかし、実際は10年ぐらいの間隔で更新をしている現状です。その中で更新計画については、この医療機械が大体10年スパンでどのぐらいの形で更新しなければいけないかというところを見ながら更新しております。今回の予算も計上させていただいた入院棟に設置する機械については移設を想定しまして、更新していくというような、計画でおります。計画ですと3年後に、移転するので何とか現在の機械でがまんしようというのではなく、現在の医療の最高の水準を提供できるよう更新しております。

それから、議員さんがおっしゃったような先進的な医療の提供ということも考えておりますので、例えばPETCTとか、そういったものの導入も視野に入れた中で今後考えているような状況でございます。

したがいまして、統合後の向こう10年を考えて更新の計画、また、収支計画も進めている状況でございます。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 企画財政課長。

企画財政課長（高柳和浩君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、現在の建設事業の進捗状況、それから、来年度のスケジュールについてを、お話をさせていただきたいと思っております。

まず、今の状況ですけれども、先ほど部長からもお話ししましたとおり、実施設計を行っております。11月末に実施設計の契約を結びまして、現状は、一般図の検討ということで、基本設計でやった図面をもう一度見直して、その

平面図を、確定する作業を行っております。これを年度内には終了させるというような予定で進んでいます。その後、詳細設計等に入りまして、免震構造の認定ですとか建築確認申請ですとかを行って約1年、11月までにはその辺の作業を終えたいというふうに考えております。その作業を進める中で当然事業費の積算も行いますけれども、建設予算を確定するための事業費の積算については、今のところ8月末をめどに、予算に対応できるような事業費を積算をするということで、進めております。

そして、本体工事の予算はというような質問に対するお答えになるんですけども、それに対して予算措置をして、本体工事の予算を計上させていただきたいというふうに考えておりますので、今年の11月の議会にはこの予算を計上させていただいて、その後、入札に入っていくような予定になっております。11月の議会で予算を計上させていただく予定ですので、それまでに入札の準備を進めさせていただいて、可決していただければ直ちに入札の手続に入って、1から2カ月程度で入札を執行できればというふうに考えております。入札につきましては、早ければ12月末から28年の1月ぐらいが入札の時期になるのかなど、考えております。そのような予定で進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、設計等が、ある程度形になって皆さんにご説明できる段階になりましたら、順次説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（隅田川徳一君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 機械の関係なんですけれども、私が心配しているのはちょっとその建設の時期が極めてめぐり合わせだから仕方がないんでしょうけれども、いろいろ建設コストが最も上昇しているであろう時期に建設をしなくてはならないということなんで、いずれにしても、そういうことも含めてきちんとした計画のもとにやっていただきたいというふうに思います。もうこの2カ年で、この医療機械等に12億投下するということですから、そうすると、じゃ、28年度もそれくらいの金額を投下するのか、さらに29年度はこの13億5,000万円のうちの医療機械等にどのくらいの予算を割くという前提のもとで13億5,000万円という数字が出てきたのか、その辺が定かでないんで、いずれにしてもしっかりした計画のもとにやっていただきたいというふうに思います。

それから、その今、8月末までにいろいろ事業費の積算云々、それから、11月の末、11月の予算議会後に入札というふうなお話なんですけれども、今までは提案型ということですから、この部分の実設計計というか詳細設計については請け負った建築屋さんがというお話だったんですね。ところが、今回は一

般的な入札方式でお願いするということなので、なぜ積算ができないのか、いろいろな詳細を設計して積み上げるのか、あるいはですよ、もう全体予算をこのくらいでいきましょう、際限額の予算を投下するわけにいかないんでしょから、そういう部分でどっちの方向でやっているのか、今のお話を伺うと、設計事務所に詳細設計を依頼して、さあ、積算してみたらかなりの金額になった。それでもやるのかという話ですよ。どっちなんですか。

それから、当然今回は提案型ではありませんから、当然皆さんの側、病院側が発注する、皆さんの側がいろいろなことに対して注文をつけているわけでしょう。この部分はこういうことを大事にして設計していただきたいとか、そういう中で私は全体の予算がこのくらいで何とか抑えたいという基本的なものがあるんだと思っていましたから、当然のことながら当初予算で債務負担行為を含めて出てくるものというふうに思っていたんですけども、今の説明だと、詳細設計をして積算をしてみなければわかりませんということなんで、その辺については基本的にどちらの方向でやろうとしているんでしょうかね。その辺について、いま一度お答えをください。

それから、1点確認をしますけれども、26年の第3回定例会、それから、その前の議員説明会等できちんと経営管理部長さんのほうから一般競争入札で今回の入札は行いますというふうに答弁されておるんですけども、この基本中の基本的な考え方に変わりはないか、管理者にお伺いをいたします。

それから、もう1点は、以前指摘したんですけども、契約規則、当然病院の規則に沿って契約をするということなんですけれども、その時点で契約規則の改正を行うんだというふうな趣旨の発言があったかと思えますけれども、この契約規則の改正は行うんでしょうか。行うんだとすれば、いつ行うんでしょうか。

それから、基本的にどの部分を、どういうふうに改正をしようとお考えなんですか。

議長（隅田川徳一君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

まず、1点目のどういう方向、どういう病院づくりをしていくのかということでございますけれども、ただいま議員さんがおっしゃるように、この病院がつくるわけでございますので、当然病院の意思を反映したものを今つくろうとして、委員会やワーキングがそれぞれ知恵を出しながら実施設計を行っているところでございます。したがって、もちろんその専門的な積算とか構造とか、そういったものについての実施設計は設計会社のほうでやっているんですけども、病院の意思として、ここはどうしてもこういうふうにしていきたいとか、その部屋についてはこういうふうな形で広げたいとか、そういったところは病

院の意見をまとめているところです。

最終的には金額の話になると思うんですが、2年前ぐらいから、建築単価の高騰と人手不足等で非常に建設に関しては逆風が吹いている中で、まだその上げどまりというんでしょうか、まだ上がり続けているというような話は聞いておりますけれども、やはり限度は絶対あります。現在想定している中では、基本はやはり前回の予算をベースにしながらやっていこうと考えています。ただし、建築単価の高騰とか、そういったものについてはその時の情勢でありますので、なかなか想定できないところではあるんですが、病院の職員もいろいろな、知恵を出してより良い病院を作っていこうとしているところでございます。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 契約規則の改正についてお答えを申し上げます。

昨年の12月上旬の日付をもちまして規則改正を実施いたしました。内容につきましては、今ちょっと手元に詳細ございませんが、藤岡市の契約規則にのっとった形の中で改正を行いました。よろしくお願いいたします。

議長（隅田川徳一君） 管理者。

管理者（新井利明君） 以前の議会でもお答えさせていただいておりますけれども、一般競争入札でやっていくということには変わりはありません。

議長（隅田川徳一君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） また、きちっと皆さんの側で、よく調整をしていただいて、こういう病院をつくるんだということをきちっと設計事務所に意思表示をしていただいて、それに沿った病院ができるようにしていただきたい。あわせて、患者さん本位の病院ができるように、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

今、規則の改正はもうしたんだということなんですけれども、ホームページにはもう載っていますかね。そうですか。私はまだ隅まで読んでないんですけれども、基本的な今、藤岡市の契約規則に沿ってやるんだということなんですけれども、病院としての考え方というのはそこに全く反映されないんですか、ないんでしょうかね。今までの病院の規則は、こういうことで、この病院にとって、ここが不都合だから、この部分をきちんと直しましょうというんならわかるんですけれども、何でも藤岡市の規則と一緒にすればいいんだというのは、少し私とすると納得がいかないんですけれども、藤岡市の規則もよく読んだほうがいいですよ。それから、要綱でも何でもよく読んだほうがいいですよ。決して藤岡市の規則が極めていい規則かということになると、それはそれぞれの考えがあるでしょうけれども、いろいろとあると思いますから、要は私が言いたいのは、きちんと皆さんが、ここの組合にとって何が必要なのかということ

の中できちっと判断をしていただかないと、また、おかしいことになってしまいますので、その辺についてもよく見直すべきはきちんと見直してください。多分、入札がことしの年末か、もしくは来年の正月かというところでしょうか、議決案件じゃありませんから、見直すならばいつでも見直して、きちんと告示すればいいことですから、よく見直してくださいね。

それから、最後に、1点だけお伺いいたします。

28年の1月に入札ということになると、29年の9月には間違いなく完成するのでしょうか。市長さんも上毛新聞等で、きちんと29年の9月には完成だと、完成予定なんですけれども、基本的にはそういう考え方で進んでいると思うんですけれども、ここがその半年もずれたということになると少々問題だと思うんですけれども、必ずこの9月までに完成をするのでしょうか、そのことをお尋ねして質問を終わります。

議長（隅田川徳一君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

現在の予定ではありますが、今年の11月に予定している決算議会の中で、また補正予算で大変申しわけないんですが、建設の予算を計上できればというふうに今、考えているところです。その議決をいただき、議員さんがおっしゃったように12月の末か、あるいは1月の最初に入札をして業者決定、1月中には契約をしていく予定です。大体この規模ですと約20カ月の工期でいけるだろうと考えておりますので、あくまでも想定ですけれども、9月の竣工で、1カ月、あるいは2カ月の引っ越しや準備期間を経て29年の秋、10月か11月ぐらいになると思いますが、オープンというような計画でおります。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（隅田川徳一君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第8号

議長（隅田川徳一君） 日程第12、議案第8号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第8号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務予定量につきましては、27年度における業務の予定量を定めるものでございまして、入所・通所の利用者数を予定するものでございます。

次に、第3条については、収入の第1款施設運営事業収益の予定額を4億8,221万7,000円、支出の第1款施設運営事業費用の予定額を4億7,824万2,000円と定めるものでございます。

以下、第4条から第6条までにつきましては所要の額を計上させていただきました。

介護老人保健施設事業の運営は非常に厳しい状況ではありますが、地域の中心的介護施設として、良質で効率的な介護サービスの提供に努めていきたいと考えております。

以上、まことに簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。

慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては管理課長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（隅田川徳一君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（五十嵐良宣君） 詳細についてご説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間延べ療養者数については、入所者2万6,716人、1日当たりで73人、通所については年間1万1,000人で、1日当たり36人の利用者数とさせていただきますものであります。

第3条の収益的収入及び支出で施設運営事業収益4億8,221万7,000円、内訳といたしまして、事業収益4億7,940万円、事業外収益2億81万2,000円、特別利益5,000円であります。

次に、支出については、第1款施設運営事業費用において4億7,824万2,000円で、内訳は事業費用4億6,126万4,000円、事業外費用1,677万5,000円、特別損失3,000円、予備費20万円であります。

第4条資本的収入及び支出では、資本的収入はなく、資本的支出として建設

改良費としてリースの支払い347万1,000円、企業債償還金4,393万1,000円とさせていただくものであります。

平成27年度の介護報酬改定では、9年ぶりの引き下げで2.27%と報道されていますが、当施設に当てはめると約4%の引き下げと想定しております。

2025年問題を取り巻く環境の中で、当施設の使命、役割は非常に大きく、利用者のニーズに沿った質の高い介護を提供していかなければなりません。非常に厳しい経営環境ではありますが、介護者に良質な介護サービスを提供し、経営改善と介護サービスの向上を図りたいと思っております。

以上、簡単であります但し説明にかえさせていただきます。

議長（隅田川徳一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。大久保協城君。

議員（大久保協城君） 今、予算の説明を伺いました。決算のところでも聞けばよかつたんだと思うんですけども、決算では赤字が計上されていて、今回黒字の予算計上をされているわけなんですけれども、この中で決算等の予算との数字を比較すると、1日当たりの入所、通所、入所にあつてはプラス4名で73名、通所にあつてはプラマイゼロというふうなところの数字が示されております。

収入、支出についてですけれども、ざっと見ますと、収入については先ほどの補正予算で示された数字と今回の新年度の予算とでは、そう差異はないようにつながります。支出でありますけれども、この支出のところ随分絞ってきたなというふうなところも見受けられるんですけども、先ほどの説明の中で介護報酬等も改定になっている中で、良質なサービスの提供に努めるというふうなところのこの支出の中で、反対にサービスが低下してしまうようなことでは困るなというふうなところも懸念されるんですけども、もう少し内容について具体的な説明をいただきたいと思っております。

議長（隅田川徳一君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（五十嵐良宣君） 26年度の純損失につきましては2,937万円ですが、改定基準の変更に伴うものが賞与引当金1,870万円を特別損失として計上しておりました。また、19年度からの貸倒金として、貸倒引当金210万円を計上させていただいておりますので、合わせますと2,080万円、会計処理上、費用として計上させていただいております。これを差し引きますと赤字が857万円であります。27年度では2,080万円の費用、この分がありませんので、介護報酬のほうの減額想定を1,200万と想定させていただいております。その結果417万5,000円と予定の純利益を計上させていただいております。

議長（隅田川徳一君） 施設長。

介護老人保健施設長（田中壯侖君） 施設長として二、三追加説明させていただきます。

平成26年度補正予算および平成27年度予算については課長の説明のとおりです。最近の利用者状況を説明させていただきますと、まず、利用者の在宅復帰はかなり厳しい状況にあります。グループホームやサービス付高齢者住宅がここ2年余りで急速に増えており、藤岡市で200床近く、高崎ですと800ぐらい、伊勢崎ですと450ぐらい、埼玉北部でも正確にはわかりませんが、かなり増えております。本来でしたら老人保健施設を利用すべき人が、直接それら施設に入所することが増えていきます。

また、平成27年度の介護報酬の改定では在宅復帰がクローズアップされて、老人保健施設を強化型、加算型、従来型の3つに区分し、介護報酬も大きく異なります。強化型施設は極めてハードルが高く、在宅復帰率50%以上、ベッド回転率10%以上、利用者の重症度率35%以上というのが要件です。私どもは、昨年の4月から強化型を取得して、何とかそれを維持しておりますが、そのためにはベッドの回転をよくし、家族の受け入れ態勢が必要です。また、今回の改定はマイナス2.27%、職員処遇改善分を除くと実質マイナス4%という厳しいものですが、影響を少なくするためにも、強化型に伴う加算が必要です。現在群馬県内で約80ある施設1割強、全国的には1割弱が強化型です。

一方、私どもは公的施設として、地域の要望に応えるべく努力しております。例えば去年ですと、この地域の各種学生さんを、看護あるいは介護の実習教育機関として延べ600人を受け入れております。

また、在宅復帰といいましても、なかなか家に帰れない状況が多くあります。サービス付高齢者住宅を利用するようになりますと、いろいろな費用もかかります。更に、認知症の問題もあります。この地域ではそういった介護を必要とする認知症高齢者を受け入れる施設が限られており、私どもの施設で対応しております。

いずれにしろ、在宅復帰や経営の問題は厳しい状況ですが、病院はもとより、地域の医療・福祉機関と連携しながら、地域の期待に添えるように努力していきたいと思っております。今回の改定は在宅復帰と介護医療の連携が柱になっていますので、強化型施設を維持しつつ地域包括ケアシステムのお役に立ちたいと思っております。長くなりましたが追加説明をさせていただきました。

以上です。

議長（隅田川徳一君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 回転率を上げることで運営を改善していくんだというふうな施設長からの答弁がありました。先ほど来、予算の説明をしていただく中で、2025年問題というふうな問題を取り上げての説明も出ました。いろいろ聞いていると、ほかの他の施設の状況の把握であるとか、他の施設との連携で

あるだとか、そういったところの情報収集、あるいはそういったことの確認がどんなふうにとれていて、対応しているのかというふうなことが、この施設の運営改善にも大きく影響してくるんだらうなというふうなことが今の答弁からも伺えるんです。そういったことの対応については、この施設内だけでなかなか賄い切れるものではないでしょうし、先ほどの答弁にもありました地域包括ケアシステムというふうなことの中で、市の部署の中にも地域包括支援センターですか、こういったところの情報収集等もあるでしょうし、そういったところとの連携、こういったことが厳しい、厳しいというふうな答弁があるんですけども、そういったことの改善につながってくるんだというふうなことがあります。

いずれにしても、確かに今こういった高齢者施設、大変地域にも多くなっているように感じております。その中であって市の施設が先ほどの答弁の中にあるように、地域住民に対して高い質のサービスが行えるような施設であっていただきたいと思います。答弁は結構です。

議長（隅田川徳一君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（隅田川徳一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（隅田川徳一君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

字句の整理の件

議長（隅田川徳一君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（隅田川徳一君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の

整理は議長に委任することに決しました。

管理者あいさつ

議長（隅田川徳一君） この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者（新井利明君） 平成27年第1回組合議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議の上、ご決定いただきまして、心より感謝申し上げます。

今後も地域医療機関との連携を推進するとともに、病院の健全経営に、より一層の努力をしてまいりますので、ご支援を賜りたいと存じます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、お体をご自愛いただき、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

閉会

議長（隅田川徳一君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成27年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午後3時25分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 隅田川 徳 一

署名議員 野 口 靖

署名議員 宮 前 俊 秀